

保護者の皆様へ

「学校において予防すべき感染症」に罹患している、または罹患している恐れのあるときは、学校保健安全法第19条により出席停止（欠席扱いにならない）となります。学校感染症により学校を欠席する場合は、速やかに学校へご連絡ください。また、診断の結果についても速やかにご連絡ください。

医師の指示等により他へ感染させるおそれなくなり生徒を登校させる際は、保護者が以下の「学校感染症による欠席届」に記入し、切り取らず、担任へご提出ください。

※病気の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

《参考》『学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準』

分類	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスであるものに限り)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルスであるものに限り)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、等	条件により出席停止となる感染症

学校感染症による欠席届

東京都立東大和南高等学校長 殿

_____年 _____組 _____番 氏名 _____

下記の疾患について、_____月_____日に医師の診断を受けました。

このため、_____月_____日_____限から_____月_____日_____限まで欠席させました。

本日（_____月_____日_____時限目）より登校しますので、ご連絡します。

診断名 _____

医療機関名 _____〔電話番号 _____〕

特別な事情がある場合の欠席について具体的に記入

令和_____年_____月_____日

保護者名 _____ 自署 _____

保護者 ⇒ 担任 ⇒ 学年教務 ⇒ 保健室 ⇒ 教務部（保管）

□ □ □ □